

次期「福島県行財政改革プラン」の策定について（案）

1 行財政改革に係るこれまでの経緯

- これまで「行財政改革大綱」や東日本大震災以降における「復興・再生に向けた行財政運営方針」を策定し、県の行財政改革を実施。
 - 令和3年度には、東日本大震災からの復興・再生を始め、新型コロナウイルス感染症や、自然災害、デジタル変革（DX）、働き方改革など、新たな行政需要や状況変化に対応するため、令和3年10月に策定された新たな総合計画の開始に合わせて、令和4年3月に現行の行財政改革プランを策定。（計画期間：R4年度～R7年度）
-  現行の行財政改革プランが今年度末で計画期間満了を迎えるため、次期行財政改革プランの策定が必要。

2 現行の行財政改革プラン策定以降の状況変化

- 東日本大震災からの復興・再生に向けては、中長期的な対応が必要であり、第2期復興・創生期間後（令和8年度以降）についても、継続的な対応が必要。
- 少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少、価値観の多様化、大規模災害・感染症などの新たなリスクの顕在化、デジタル社会の進展など、地方公共団体を取り巻く状況が大きく変化しており、複雑・多様化する行政課題に対応していく上で、働き方改革やDXの推進は更に重要。
- 生産年齢人口の減少は、官民間問わず人材確保を困難にしており、計画的な人材育成による離職防止や採用試験制度の見直し等に不断に取り組むとともに、能力を遺憾なく発揮できる職場環境の整備をより一層推進していくことが必要。

3 次期行財政改革プランの方向性

- 県の最上位計画である総合計画（R4年度～R12年度）との連動や現行の行財政改革プランとの継続性を図るため、現行の行財政改革プランの継承を基本とし、プランの名称、基本目標及び指標（数値目標）に基づく進行管理については継続する。
- 現行の行財政改革プラン策定以降における社会情勢の変化等に対応するため、重要性が増している働き方改革やDXの推進、人材確保・育成や職場環境の整備等の視点を踏まえ、柱立て※や取組内容、指標等の見直しについて検討する。

※現行は「東日本大震災・原子力災害からの復興・再生」「多様な主体、市町村等との連携・協働」「効果的・効率的で持続可能な行財政システムの確立」の3本柱

- 計画期間は、総合計画の計画期間に合わせて令和8年度から令和12年度までの5年間とする。